

内部統制システムに関する基本方針

平成 25 年 12 月 20 日実施
平成 26 年 3 月 18 日改定
平成 29 年 12 月 20 日改定
平成 31 年 3 月 28 日改定
令和 2 年 3 月 27 日改定
令和 3 年 3 月 26 日改定
令和 4 年 3 月 25 日改定
令和 5 年 3 月 29 日改定
令和 6 年 3 月 29 日改定
令和 7 年 3 月 28 日改定

ホクレン農業協同組合連合会（以下「会」という。）は経営理念*に適った系統活動を通じ、組織価値を高めるとともに、すべてのステークホルダーからの信頼を得て北海道農業の発展に寄与し、また豊かな社会の実現に貢献するために、以下のとおり、会の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を定めます。

※経営理念

わたしたちは生産者のための協同組合として、会員 J A と連携した事業を通じ、共生の大地 北海道から「農」と「食」の未来を担います。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)会は、理事および職員が本会事業の根拠法となる農協法をはじめ事業関連法規および定款を遵守し、常にその社会的使命を踏まえた事業活動から逸脱することのないよう、行動指針としての「役職員行動規範」をはじめとした規程、規則等を定め、これら規程類に従い業務を遂行し、その状況を検証します。

- (2)会は、代表理事会長直属の「ガバナンス委員会」および代表理事専務直属の専門部会を設置し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図り、啓発教育を実施し、その定着に関する取組事項の協議と推進を行うとともに、適正な内部統制体制の整備に努めます。
- (3)会は、公益通報者保護法に対応したグループ内の相談・報告体制を整備するとともに、外部相談・通報窓口としてのホクレングループフレッシュライン(第三者機関受付)を設置し、適正な運用に努めます。
- (4)会は、代表理事会長のもとに内部監査室を設置し、会長が定める内部監査方針に基づき、内部統制の整備・運用状況を会の内部統制目的の観点から監査します。また、内部監査の指摘事項については、全会的に水平展開を行い、業務の適正性確保と類似事項に対する予防措置を講じます。
- (5)会は、業務の点検・改善を毎年実施することにより、業務の適正性の確認と併せ、不適正な業務手続きの改善を行うことで、法令・定款等の遵守態勢の向上に努めます。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)理事は、総会議事録・理事会議事録その他職務執行に関わる重要情報を「文書規程」、「文書管理要領」、「情報システムセキュリティ管理要領」の定める方法により、適正に整理・保存のうえ、管理します。
- (2)理事の職務の執行に係る文書については、関連資料とともに保存・管理するものとし、必要に応じた期間は閲覧可能な状態を維持します。

3. リスク管理および危機管理に関する規程その他の体制

- (1)会は、リスク管理に関する具体的事項を「リスク管理・危機管理規則」に定め、重要なリスクの回避・低減等に取り組みます。
- (2)理事および職員は、職制規程に基づき、その職務の遂行に伴うリスク管理を行い、その結果について責任を負います。
- (3)会は、危機管理に関する具体的事項を「リスク管理・危機管理規則」に定めるとともに、必要な手順を「危機管理マニュアル」に定め、危機が発生した場合は、迅速かつ適正な対応を行い、損害・損失を最小限に止めるとともにその後の再発

防止策を講じます。

(4)会は、事業継続に大きな影響を与える非常事態に備え、「事業継続計画」を定め、非常時における優先度の高い業務の継続について、必要な措置を講じます。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)理事会は、年度計画に基づき開催するほか、必要に応じて随時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤役員参事会で審議し、その審議を経て理事会で決議を行います。

(2)会は、総会において、中期計画および毎年度の事業計画を設定するとともに、理事会において業務を執行するための方針に関する事項を決定します。

(3)会は、定款に総会・理事会の決議事項と報告事項を定めるとともに職制規程を制定し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の組織的・能率的運営を図ります。

5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

(1)会は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規程等のルールを整備し、適正な会計処理を行います。

(2)会は、適時・適正に財務報告を作成できるよう、財務報告部署に適正な人員を配置し、会計・税務等に関する専門性を維持・向上させるため、人材育成に努めます。

6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

(1)会は、子会社の内部統制システムの整備を図るため、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、すべての子会社はこれに基づき会社毎に内部統制システムを整備し、これを取締役会において決議します。

(2)会は、子会社を管理する総括管理部門および各社を管理する現業管理部門を設け、会と子会社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達が効果的に行われる体制の整備に努めます。

(3)子会社のリスク管理については、「子会社等管理規程」および「子会社等管理規則」に基づき、子会社各社は危機管理・コ

ンプライアンスに関する事項が発生した場合には、直ちに会に報告し、会は必要に応じて指導・助言を行います。

(4)会は、子会社の指導・育成を目的とした「経営者会議」および子会社との情報共有と会社経営の運営等に関する事項への指導・助言を目的とした「ホクレン・子会社連絡会議」を設置し、子会社の内部統制レベルの向上に努めます。

(5)内部監査室は、子会社との覚書に基づき、法令・定款等の遵守状況および遵守態勢の有効性、業務の有効性・効率性について監査を行います。

7. 監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために、会は、監事の職務遂行を補助する専門部署(監事監査室)を設置します。

8. 理事および職員が監事に報告を行うための体制および監事への報告に関する体制

(1)監事は、職務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事および職員に説明を求めます。

(2)理事および職員は、法令等の違反行為、会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、直ちに監事に報告します。

(3)会は、監事への報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。

9. その他監事の監査が、実効的に行われていることを確保するための体制

(1)常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に参加します。

(2)監事は、内部監査室と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努めます。

(3)監事は、代表理事等との定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるよう努めます。

10. 反社会的勢力による被害の防止

会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、確固たる信念をもって、以下の事項を定め、排除の姿勢を堅持し、これを遵守します。

(1)組織としての対応

反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。

(2)外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3)取引を含めた関係を遮断

反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

(4)有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

11. 内部統制システムの整備・運用状況の報告

会は、内部統制システムを適正に運用するため、ガバナンス委員会において、専門部会からの報告内容を検証することで、内部統制システムの整備・運用状況を評価します。

また、ガバナンス委員会における評価結果については理事会に報告し、基本方針の妥当性の検証を行います。

この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めることとします。

(実施期日)

1. この方針は、令和7年4月1日から実施する。